南島原市立小・中学校適正規模・適正配置推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　南島原市立小･中学校適正規模･適正配置調査検討委員会の答申をもとに、児童・生徒を取り巻く状況や地域の実情、社会経済情勢の動向等に鑑み、本市立小・中学校（以下「学校」という。）の適正規模及び適正配置を推進するための計画を策定するため、南島原市立小・中学校適正規模・適正配置推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進委員会は、南島原市教育委員会（以下｢教育委員会｣という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を協議する。

（1）　学校の適正規模・適正配置化に係る指針に関すること。

（2）　学校の適正規模・適正配置化に係る運営組織に関すること。

（3）　その他教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第３条　推進委員会は、委員１５人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

（1）　学識経験者　３人以内

（2）　学校関係者　４人以内

（3）　学校教育に係る有識者　５人以内

（4）　市職員　３人以内

（委員の任期）

第４条　委員の任期は､第２条の諮問に対し､教育委員会に答申した日までとする。

２　委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　推進委員会に、委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選による。

３　委員長は、推進委員会を代表し、会務を掌理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

２　推進委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　推進委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　推進委員会の会議の結果は、その必要に応じて文書をもって教育委員会に報告しなければならない。

（関係者の出席）

第７条　推進委員会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第８条　推進委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

（委任）

第９条　この告示に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附　則

この告示は、平成２１年４月２２日から施行する。